

○日進市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱

平成28年6月28日

要綱第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等又は妊娠している方(以下「利用者」という。)が、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援事業等(以下「子育て支援事業等」という。)を円滑に利用できるよう支援を行うことに関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号の規定に基づき、利用者の身近な場所で、教育、保育、保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(以下「利用者支援事業」という。)とする。

(実施主体)

第3条 利用者支援事業の実施主体は、日進市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等に委託することができるものとする。

(実施方法等)

第4条 利用者支援事業の実施方法は、次の各号に掲げる実施類型に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 基本型 利用者が、教育及び保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。
- (2) こども家庭センター型 母子保健及び児童福祉が連携し、並びに協働して、全ての妊産婦、こどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、次に掲げる体制を整備した上で、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する。

ア こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援、虐待への予防的な対

応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応等の相談支援体制

イ 特定妊婦、産後うつ、障害のある方への対応、地域資源の開拓等多様なニーズに対応できるような支援体制

2 基本型及びこども家庭センター型の所管課は、次のとおりとする。

(1) 基本型 健康こども部子育て支援課(以下「子育て支援課」という。)

(2) こども家庭センター型 子育て支援課及び健康こども部健康課(以下「健康課」という。)

3 子育て支援課及び健康課は、緊密に連携し、利用者支援事業を円滑かつ効果的に実施できるよう連絡調整会議を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う機能の確保に努めるものとする。

(実施場所)

第5条 利用者支援事業の実施場所は、次の各号に掲げる実施類型に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本型 にっしん子育て総合支援センター

(2) こども家庭センター型 日進市役所及び日進市保健センター

(業務の内容)

第6条 利用者支援事業において実施する業務内容は、次の各号に掲げる実施類型に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本型

ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約及び提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育及び保育施設、地域の子育て支援事業等の円滑な利用に資する業務

イ 教育及び保育施設、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡、調整、連携及び協働の体制づくりに関する業務

ウ 子育て支援団体等の地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等に関する業務

エ リーフレットその他の広告媒体を活用した積極的な広報、啓発等を実施し、広くサービス対象者に周知を図る業務

オ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な業務

(2) こども家庭センター型

ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び児童福祉に係る相談に関する業務

イ アにより把握した情報に基づき、保健師等による支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の選定及び情報提供に関する業務

ウ 心身の不調、育児不安がある等のことから手厚い支援を要する者に対する支援の方法及び対応方針について検討するケース会議等により、関係機関と協力してサポートプランを作成する業務

エ 支援を必要とする妊産婦等の早期把握、各関係機関による母子保健サービス等の支援の包括的な提供、ネットワークづくりとその活用及び支援体制の整備に関する業務

オ 利用者に関し、関係機関から必要な情報を収集し、インフォーマルなリソースを含めた地域全体の社会資源の情報等の継続的な把握をする業務

カ 利用者がニーズに応じた支援が受けられるように、利用者及び関係機関に対し、地域の実情、社会資源等に関する情報の提供を行う業務

キ 利用者及び関係機関に対するこども家庭等全般に関する相談業務

ク 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

2 市長は、利用者支援事業の実施に当たっては、利用者の意向を尊重し、子育て支援事業等の選択については利用者の判断によるものとする。

(職員の要件)

第7条 利用者支援事業を担当する職員(以下「職員」という。)は、次の各号に掲げる実施類型に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。ただし、第1号については、ア、イのいずれにも該当する者とする。

(1) 基本型

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修(以下「基本研修」という。)及び同要綱別表2—2の1に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」に規定する内容の研修(以下「基本型専門研修」という。)を修了している者。なお、以下の左欄に該当する

場合については、右欄の研修の受講を事業に従事する前に要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5(3)ア(エ)に該当する場合	基本研修
この要綱の施行の際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

イ 地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務、利用者支援事業、子育てコーディネート等の実務経験として、次に掲げる実務経験期間を有する者

(ア) 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年

(イ) 上記以外の者の場合 3年

(2) こども家庭センター型 母子保健事業及び児童福祉事業に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又は社会福祉士等とし、1名以上配置するものとする。

2 職員は、有する資格、知識及び経験に応じ、利用者支援事業の実施に必要な知識、技術及び倫理を身に付け、かつ、常に資質、技能等の維持及び向上のために地方公共団体等が実施する研修を受けるものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 市長は、子育て支援事業等を提供している機関のほか、医療、福祉等の関係機関及び団体に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

2 市長は、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合は、福祉事務所、児童相談所、児童委員その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。

3 市長は、障害児等を養育する家庭からの相談があった場合は、福祉事務所、指定障害児相談支援事業所等の関係機関と連携し、適切な対応が図られるよう努めなければ

ばならない。

(苦情への対応)

第9条 市長は、利用者支援事業の利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、利用者支援事業の苦情受付窓口を子育て支援課及び健康課に設置する。

(守秘義務)

第10条 職員は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日要綱第24号)

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

附 則(令和元年9月26日要綱第43号)

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。

附 則(令和2年2月26日要綱第9号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日要綱第22号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月14日要綱第42号)

この要綱は、令和6年6月14日から施行し、改正後の日進市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。